

滋賀県地域防災計画（修正案）の概要

滋賀県地域防災計画

- ・災害対策基本法第40条に基づき、県や指定地方行政機関、指定公共機関等で構成する滋賀県防災会議が作成する計画。
- ・防災上必要となる諸計画について、県をはじめ関係機関の役割を明らかにして災害対応体制を整備することにより、住民の生命、身体および財産を保護することを目的とする。
- ・「風水害等対策編」「震災対策編」「事故災害対策編」「原子力災害対策編」の4編からなっており、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正をしなければならない。

修正の趣旨

- ・滋賀県地域防災計画について、これまでに発生した災害の教訓等を踏まえ、国の防災基本計画に基づき見直しを行う。

主な修正項目

①盛土による災害の防止に向けた対策

- ・盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正指導を行うことを追記。
- ・危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、市町で避難情報の発令基準等の見直しが必要な場合、県は、適切な助言や支援を行うことを追記。

[※令和4年3月の修正では、静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、土地の改変行為等による土砂災害の助长・誘発を防止するための各部局が所管する法規制について明記。]

②雪害対策に係る体制強化

- ・積雪に伴う大規模な立ち往生が発生した場合の関係機関の連携や滞留車両の乗員保護について追記。

[※令和4年3月の修正では、豪雪による大規模な車両滞留を回避するため、滞留前の計画的・予防的な通行規制の実施等における各道路管理者および関係機関間の連携について明記。]

③安否不明者等の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

- 市町は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、積極的に情報収集を行うことを追記。
- 県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携のうえ、速やかに安否不明者等の氏名を公表することを追記。

[※令和4年3月の修正では、安否不明者等の氏名等公表に係る滋賀県の方針を予め定めることについて明記。]

④防災教育の推進

- 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めることについて追記。

[※現行では、学校において地域の特性や実態などに応じて、各教科等の時間などを活用し、実施するよう努めることについて明記。]

⑤災害対策本部の設置基準

- 長周期地震動階級4が観測された場合にも、災害対策本部を設置する旨を追記。

[※現行では、震度6弱以上の地震が発生したときに災害対策本部を設置することについて明記。]



長周期地震動階級とは、固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標のこと。

⑥前回修正時から新たに締結した災害時応援協定等

新たに締結した災害時応援協定

相手方	協定名称および概要
西日本電信電話(株)	「大規模災害時における道路啓開や通信設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書」（締結日：令和4年9月5日） (概要) 大規模災害時における道路啓開や通信設備等の復旧に係る連携・協力の基本的事項。
(株)京滋マツダ	「災害時等における環境性能車両の提供に関する協定」（締結日：令和4年9月12日） (概要) 被災地への職員派遣や物資輸送等のための車両無償提供。
滋賀三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	「災害時における電動車両等の支援に関する協定書」（締結日：令和4年10月31日） (概要) 電動車両等による避難所等での給電支援。
(一社)滋賀県解体工事業協会	「災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定」（締結日：令和4年11月21日） (概要) 被災した建築物その他工作物の解体撤去等の協力や人員、車両および資機材等の提供。

経過

- 11月15日（火）～12月7日（水） 各部局・防災関係機関へ意見照会

今後の予定

- 1月24日（火）・・・特別委員会（報告）
- 2月24日（金）・・・県政経営幹事会議
- 2月28日（火）・・・県政経営会議
- 3月上旬・・・特別委員会（最終報告）
- 3月24日（金）・・・滋賀県防災会議